

岩手県告示第721号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成30年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目及び南町
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月18日から平成31年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）